

3. 県役員の体制について

1) 県役員組織体制

- 副幹事長①=県のMS委員会・研修委員会・朝礼委員会の3委員会を“単会活動推進委員会”としてその活動を掌握する。
- 副幹事長②=県の広報委員会・女性委員会・青年委員会の3委員会を“単会活動支援委員会”としてその活動を掌握する。
- ※副幹事長①は統括委員長として幹事長に直接の指示を受け、副幹事長②は副統括委員長として統括委員長の指示で積極的に働きかける。
- 新7地区体制／H29年度より7地区(1地区最大5単会)体制として、地区長を中心に地区内の親子・近隣単会とのMSや委員会交流を通し、絆づくりと連携を強化し“底上げ”とともに地区運営を堅固にする。

2) 企画会(月1回／第四土曜)

- 対象／正副三役・正副普拓委員長・地区長・相談役(直前+1)・事務局長
- 企画会は、法人局および、県事業計画等の議案並びに、地区会・委員長会の議案等を決議し、次月の県役員会へ報告伝達する。
- 企画会終了後、速やかに議事録を作成し、県事務局へ提出する。
- ※必要に応じ議案提案者やオブザーバーの出席を要請できる。

3) 県役員会(月1回／第一土曜)

- 毎月第一土曜日の午前中開催を原則とする。
対象／県役員・単会(会長・専任幹事)・オブザーバー(SV・AD)・県事務局
- 県役員会は、法人局連絡事項並びに企画会の決議事項の伝達を図るとともに、これらを単会の運営に反映させることを目的とする。

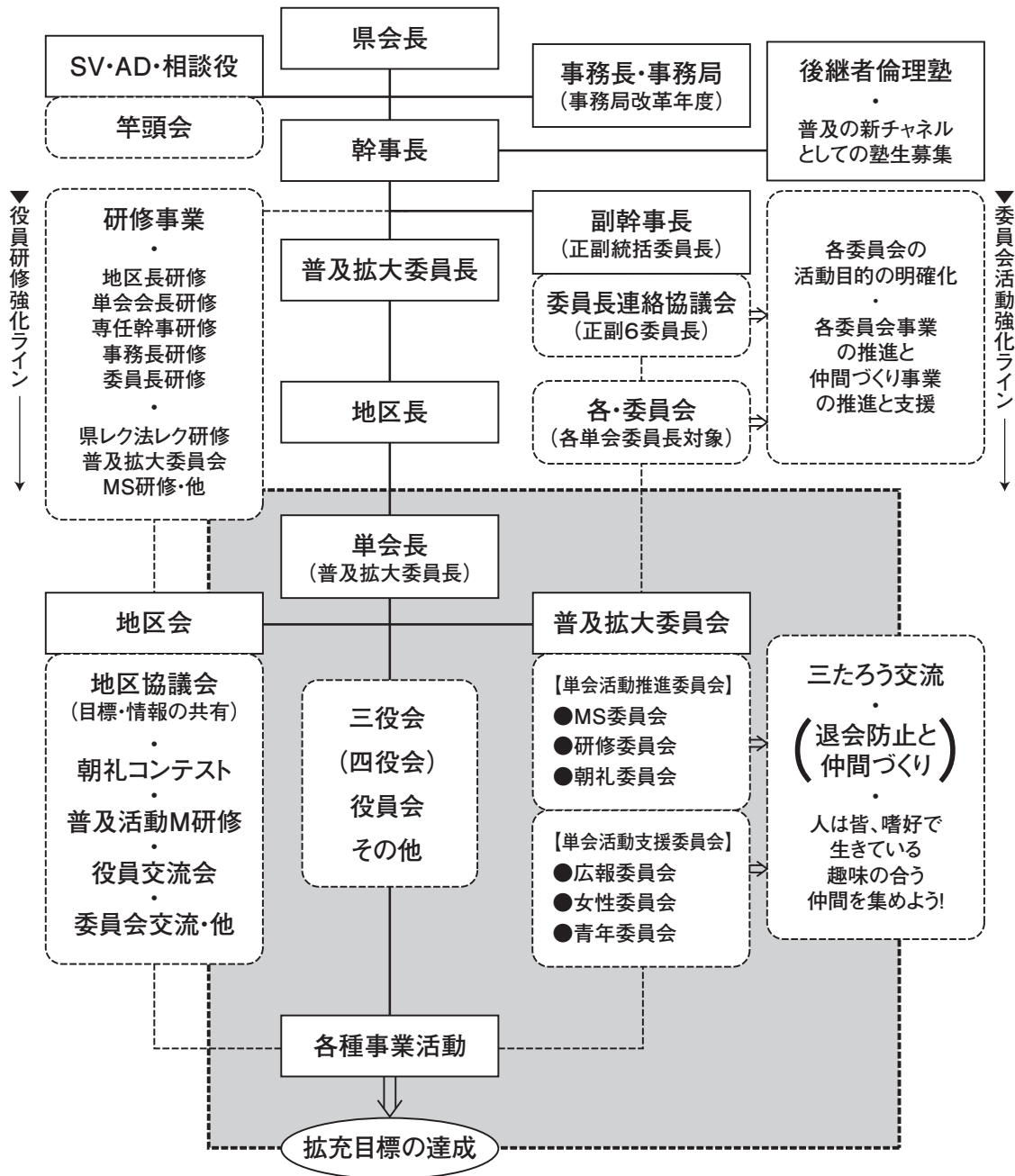
4) その他の会合

- 三役会／対象:会長・幹事長・事務長
(普及拡大委員長・統括委員長・地区長及び相談役の出席を要請できる)
開催:四役会二日前(県事務局)開催を原則とする。
- 四役会／対象:会長・正副幹事長・事務長・普拓委員長・地区長・直前会長
開催:毎月第三木曜(県事務局)開催を原則とする。

- 竿頭会／対象:県三役・県相談役・SV・AD・倫理経営インストラクター
県の運営や・地区・単会・各七委員会などのそれぞれの活動全般に対して、有資格者の立場(倫理的見地)から検証し、更なる活性化への対策を講じる。
開催時期:四半期ごとに年4回を計画(協議90分)

県・地区・単会の連携

活動方針を具現化する組織連携の構造



◆具体的な取組み内容 (H29度の課題)

- 1) 新7地区体制の強化 (地区別普及拡大委員会開催・役員交流会の充実・情報交換の強化)
- 2) 役職者研修の強化 (役職者別研修会・普及マニュアル研修会)
- 3) 単会委員会活性化戦略 (単会活性化・普及促進・退会防止)